

議案第 5 4 号

みやき町防災センター設置条例の制定について

みやき町防災センター設置条例を次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、大規模災害時の活動拠点として町民の安全と安心を確保し迅速な対応を図るとともに、住民サービスの向上に資するため、みやき町防災センターを設置することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により条例を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町防災センター設置条例

(設置)

第1条 大規模災害時の活動拠点として町民の安全と安心を確保し迅速な対応を図るとともに、住民サービスの向上に資するため、みやき町防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 みやき町防災センター

位 置 みやき町役場の位置を定める条例（平成17年条例第1号）第2条第1号に準じる。

(事業)

第3条 みやき町防災センターに関する事業は、次のとおりとする。

- (1) 防災に関する意識の啓発及び知識の普及に関すること
- (2) 災害用資機材、物資、非常用食料品等の備蓄及び管理に関すること
- (3) 災害等における災害対策本部及び避難所の設置など災害対策活動に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業

(管理の委任)

第4条 みやき町防災センターの管理は、みやき町庁舎管理規則（平成17年規則第6号）に委任する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

みやき町防災センター設置条例の施行期日を定める規則（案）

みやき町防災センター設置条例（平成 28 年みやき町条例第 号）の施行期日は、平成 29 年 月 日とする。